東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成２０年１１月１２日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	廃棄物処理系廃液サージタンクへの廃液移送配管用屋外トレンチ内に、漏水があることを示す警報の発生及び当該トレンチ内への雨水の浸入による水溜り（汚染なし）が認められたため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
2	２号機	非常用ディーゼル発電機（Ｂ）用空気圧縮機（Ｂ）のＶベルト（２本中、１本）に緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
3	３号機	タービン建屋１階大物搬入口脇の階段下にある床貫通口用閉止栓が外れていたため、当該閉止栓を取付	D	
4	３号機	給復水系酸素注入設備酸素ガスボンベ（Ａ系）出口弁（２台）のグランド部に酸素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	３号機	１～４号機共用ボイラ建屋東側入口扉脇の雨水排水配管に亀裂が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
6	６号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクへの補給水入口弁（２台）にシートリークが認められたため、点検、修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 ＊ 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 ＊ 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など ・ 原子炉への異物の混入　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで